

小口資金融資申込書

下仁田町長

様

第 号

令和 年 月 日

申込者名称及び 代表者氏名	⑩		
住 所	下仁田町大字	番地	
営業所所在地	下仁田町大字	番地	
業 種		創業開始年月日	年 月 日
金 融 機 関		返 済 方 法	期日一括返済・分割返済
申 込 額	金 円也	借 入 期 間	か月分
資 金 用 途			

連帯保証人

氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日
住 所	番地	居 住 年 月 日	年 月 日
業 種		申込人との関係	

連帯保証人

氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日
住 所	番地	居 住 年 月 日	年 月 日
業 種		申込人との関係	

連帯保証人

氏 名	印	生 年 月 日	年 月 日
住 所	番地	居 住 年 月 日	年 月 日
業 種		申込人との関係	

(裏面をよくご覧ください)

小口資金融資促進制度について

目 的

この制度は、群馬県と下仁田町で提携し、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の協力を得て、町内中小企業者の信用力および担保力の不足を補い、小口の事業資金の融資を促進するとともに、町内中小企業の振興を図ることを目的としています。

資 格

1. 資本の額又は出資の総額が3億円(小売業又はサービス業については、5,000万円、卸売業については1億円)以下の会社並びに常時使用する従業員数は300人(小売業については50人、卸売業又はサービス業については100人)以下の会社及び個人であること。
2. 中小企業信用保険法に定める特定事業を行うもの(製造業、鉱業、土石採取業、建設業、物品販売業、物品貸付業、運送業、医業、印刷業、写真業、旅館業、理美容業、広告業、映画興行業、鶏卵ふ化業、木材搬出業等)であること。
3. 原則として1年以上継続して町内に事業所等を有し、1年以上継続して特定事業を営む中小企業者で、県税及び町税を完納したもの。

保証人

1. 原則として法人代表者以外の保証人の徴求は不要とします。
ただし、特別な事情がある場合は徴求することができます。
2. この制度を利用するものは、相保証はできません。
3. 保証人は原則として保証件数1人2件までとし町税を完納したものとしします。
4. 保証人が町外の場合は、住民票、資産証明、納税証明、所得証明を添付してください。
5. 審査員は原則として保証人にはなれません。

貸付条件

1. 企業者に対する貸付金額は1,250万円以下です。
2. 貸付期間は運転資金にあっては6年以内、設備資金にあっては8年以内です。据置期間は各々6カ月以内とします。
3. 高利債務以外の肩代わり貸し付けは認めません。

◎返済期間を守ると完済後、町から利子補給します。

◎車両を対象とする設備資金の場合、車両取得後、債務者はその自動車検査証の写しを1カ月以内に必ず町へ提出すること。

◎三期連続赤字決算の申込者は、申請時に返済計画書等を提出すること。

附 記

上記に定めるもののほか必要と認める事項につき、「下仁田町小口資金融資審査委員会」の指示に従うこと。また、不明な点がある場合は、取扱金融機関か下仁田町商工観光課までお問合せください。